明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働一五〇）　一

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務三二七）　三五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三二八）　三六
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同三二九）　三八
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同三三〇）　三九
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三三一）　三九
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同三三二）　三九
○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件（同三三三）　三九
○平成二十八年度における公営住宅法第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び同法第四十四条第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則第二十三条に基づき国土交通大臣が地域別に定める率を定める件（国土交通一〇一七）　三九
○改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定めた件（同一〇一八）　三九

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
平成二十六事業年度財務諸表（独立行政法人教員研修センター・独立行政法人医薬基盤研究所）、独立行政法人都市再生機構、厚生年金基金解散・清算人就任・企業年金基金変更関係　三三
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一五五
会社その他
会社決算公告　一七九

省令

○厚生労働省令第百五十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十九日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百十四条第二項中「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により申請者に係る本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報」を「申請者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報」に改め、同条第四項中「住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該申請者に係る本人確認情報」を「当該申請者に係る機構保存本人確認情報」に改める。

第二条　健康保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及び番号」の下に「又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）」を加え、同条第三項中「届書に」の下に「個人番号又は」を加える。

第二十四条第一項中「取得したときは、」の下に「個人番号又は」を加える。

第二十八条中「提出しなければならない」の下に「（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であって、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときを除く。）」を加え、「被保険者であるときは、」の下に「個人番号又は」を加える。

第二十八条の二の見出しを「（被保険者の住所変更の届出）」に改め、同条第一項中「協会が管掌する健康保険の被保険者の」を削り、「厚生労働大臣」の下に「又は健康保険組合」を加え、「当該」を「協会が管掌する健康保険の」に改め、「被保険者であるときは、」の下に「個人番号又は」を加える。

第二十九条第一項中「喪失したときは、」の下に「個人番号又は」を加える。

第三十二条第一項第一号中「及び番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第三十六条の二の見出しを「（被保険者の住所変更の申出）」に改め、同条中「協会が管掌する健康保険の」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であって、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき又は当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であって、健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときは、この限りでない。